

P1 韓国の外国人関連多文化政策の現状 一法・制度を中心に一

発表者：シフン市多文化政策官キムテヒ

経歴：現)シフン市多文化政策官

前)キョンギ道庁労働局

前)外国人労働者憩いの場など社会活動家

学歴：工学士、工学修士、社会福祉学修士、行政学博士

P2 大韓民国の行政区域

韓国の行政区域は1つの特別市、6つの広域市、8つの道、1つの特別自治道で構成されている。以上全17つの行政区域は広域地方自治団体として分留される。

韓国の地方自治団体の種類

広域自治団体の影響下にあり、実質的な地方自治の根幹を成している。例外としてチェジュ特別自治道とセジョン特別自治市は該当区域内に基礎自治団体が無い。

基礎自治団体の種類としては、市（道傘下）、郡（広域市、道傘下）、区（特別市、広域市傘下）がある。

韓国の基礎自治団体は2020年現在226カ所

P3 大韓民国における外国人住民の増加

統計庁人口住宅総調査資料をもとに発表された『2019 地方自治団体外国人住民現状（2019.11.1基準）』によると、韓国に居住する韓国国籍を保持しない者・韓国国籍取得者・外国人住民の子供（以下'外国人住民'）は合わせて221万6,612名

18.11.1基準2,054,621名に対し161,991名増加(7.9%)

※外国人住民（90日超過在留者）

これは韓国総人口(51,779,203名)の4.3%でOECD基準5%に迫る

OECDは総人口中外国人、移民2世、帰化者など移住背景人口が5%を超えた場合多文化・他人種国家として分留

韓国226カ所の市・郡・区のうち総人口対比5%以上の自治体：57カ所（25%）

P4 地域社会に居住する外国人住民集中居住地の増加

外国人住民集中居住地とは？

1) 自治体に居住する外国人住民の人口が1万人以上

- 2) 自治体総人口に対する外国人住民比率が3%以上
- 3) 自治体に居住する外国人住民人口が1万人以下もしくは比率が3%以上

2020年11月に発表された行政案<2019年地方自治団体外国人住民現況資料>によると、現在自治体における外国人住民集中居住地は95カ所の市・郡・区(42%)にあたる

外国人住民集中居住地増加の推移

(16年)65カ所→(17年)69カ所→(18年)82カ所→(19年)95カ所

P5 2020年国内に居住する外国人住民は215万人(4.1%)

昨年(2019年)に比べ7万人減少

P6 韓国の外国人政策関連法

・移民法制(外国人管理法)で分留される法律

法律名 — 制定年度 — 所轄部署 — 備考

国籍法 — 1948年 — 法務部

出入国管理法 — 1963年 — 法務部

在外同法の出入と法的地位に関する法律 — 1999年 — 法務部 — 雇用許可制

在外外国人処遇基本法 — 2007年 — 法務部

多文化家族支援法 — 2008年 — 女性家族部

難民法 — 2012年 — 法務部

P7 滞留資格別対象説明

・多文化世帯

— 韓国人配偶者

— 結婚移民者(F-6>F-5)および帰化者

— 国内出生の子供、帰化者及び外国国籍の子供(F-1,F-3等)

— その他同居人

・外国人住民の子供、中途入国の子供、移住背景のある青少年

・外国人勤労者

— 滞留資格が教授など就職分野(E1~E7,E9~E10),訪問就職(H-2)であるもの

外国人季節勤労者

— 農業や漁業などで短期間雇用される外国人勤労者(E-8)

・外国国籍同胞  
一 滞留資格が在外同法(F-4)中、国内居住地申告者

・留学生(D-2,D-4)

#### P8 外国人政策の地域伝達体系

・中央政府の地域伝達体系の中心

**対象** — **部署** — **地域伝達機関** — **備考**

**多文化世帯** — 女性家族部 — 自治体委任 — 多文化家族支援センター — 定着  
**外国人** — 法務部 — 出入国管理事務所委任 — 出張所 — 滞留  
— 社会統合プログラム(拠点等) — 教育

**外国人勤労者** — 雇用部 — 雇用センター委任 — 雇用センター — 雇用  
— 産業人力公団委託 — 外国人力支援センター — 適応

**学生** — 教育部 — 教育庁 — 学校 — 生活適応  
— 多文化教育支援センター — 生活適応

**外国人住民** — 公安部 — 自治体委託 — 多文化プラスセンター — 便宜

・他にも基礎団地団体別外国人福祉センター運営

#### P9 重要課題1：省庁別の政策対象である移住背景のある青少年

・移住背景のある青少年とは

両親または本人が移住の経験をもつ9歳から24歳以下の年齢に属する人

・国際結婚家庭及び外国人家庭の子供(青少年) / 中途入国

**両親の背景** — **本人の出生地**

**両親の内一人が韓国人** — 国内出生 国際結婚家庭の子供  
— 国外出産 国際結婚家庭の子供

**両親ともに外国人** — 国内出産 外国人家庭の子供  
— 国外出産 外国人家庭の子供

・脱北青少年

**両親の背景** — **本人の出生地(韓国内出生・韓国以外の地域で出生)**

**両親の内一人以上が脱北離脱住民** — 韓国で出生した脱北背景のある青少年  
— 脱北青少年

**両親の内一人外国人、他一人脱北離脱住民** — 韓国で出生した脱北背景のある青少年  
— 第三国で出生した脱北背景のある青少年

#### P10 教育部中心の概念

「小・中等教育法施行令」の‘多文化学生’

国際結婚家庭 韓国国民と外国人が結婚

→国内出生した子供 韓国で出生及び居住 韓国国籍

→中途入国の子供 外国で長期間居住し入国 韓国国籍/外国国籍

「小・中等教育法施行令」の‘外国人児童または学生’

外国人家庭 外国人と外国人が結婚→外国人家庭の子供 外国国籍

→登録外国人

→未登録外国人 (不法滞留など)

#### P11 移住背景のある青少年 全国年度別現況

国内出生 中途入国 外国人

#### P12 移住背景のある青少年に関連する伝達体系

・省庁別関連政策対象および伝達体系

##### 関係法令 一 部署

一 対象

一 年齢

一 伝達体系

##### 多文化家族支援法 一 女性家族部

一韓国人と結婚移民者の家庭の子供 韓国人と帰化者の結婚家庭の子供

一 満 24 歳以下

一韓国健康家庭振興院 市・道多文化家族支援センター

##### 青少年福祉支援法 一 女性家族部

一多文化家族支援法第 2 章第 1 号による多文化家族の青少年、

それ以外に国内に移住し社会適応および学業遂行に困難を感じる青少年

一 満 9-24 歳

一 移住背景青少年支援財団

##### 教育基本法 初中等教育法 一 教育部

一 国内出生国際結婚家庭の子供 中途入国の子供 外国人家庭 (未登録移住児童含む)

一 満 24 歳以下

一 中央多文化教育センター 市・道教育庁

市・道多文化教育支援センター 脱北青少年教育支援センター

#### 北朝鮮離脱住民の保護及び定着支援に関する法律 — 統一部

- 軍事境界線以北地域を離脱したのち外国国籍を取得できなかったもの
- 満6歳～24歳以下
- 北朝鮮離脱住民支援財団（南北ハナ財団）市道地域適応センター（ハナセンター）

#### 出入国管理法 在韓外国人処遇基本法 — 法務部

- 結婚移民者や帰化者が前婚関係で生んだ未成年外国人の子供
- 満18歳未満
- 出入国外国人庁（事務所） 社会統合プログラム運営機関

#### P13 重要課題2：外国人人力

外国人人力

外国人労働者

季節勤労者

中国同胞

留学生

結婚移民者 まで

韓国滞留希望者は金稼ぎのため…？

**我々は労働力を呼んだが、やってきたのは人間だった（マックス・フリッシュ）**

#### P14 重要課題3：人口消滅—地域特化ビザ

都市別地方消滅指数 地方消滅変化速度

資料：統計庁、住民登録人口をもとに作成

消滅危機地域の内消滅憂慮地域は50か所(21.9%)、消滅可能性が最も高い消滅危険地域は9か所(3.9%)であった

#### P15 韓国は何を望んでいるのか？

1. 移民を送る国
  2. 移民を受け入れる国
  3. 認識改善
- 外国人政策、移民政策、人口政策、社会統合政策

#### P16 ありがとうございます